令和７年４月１日

浄化槽設置補助金の申請をお考えの方・浄化槽工事業者の方へ

よ く あ る 質 問 集

|  |  |
| --- | --- |
| マークのみかた | 　　　　浄化槽を設置する方（施主）からよくある質問です。**施主**NEW! |
| 　　　　工事業者や不動産業者からよくある質問です。**業者** |
|  |

§１　補助金制度について

**施主**

**業者**

**Ｑ０１　　住宅を新築しますが、補助の対象者でしょうか？**

Ａ０１　　新築住宅に浄化槽を設置する場合、現在お住まいの地域、建物及び汚水処理方法によって、補助の対象になるかを判断します。

以下に該当する方は補助の対象です。

○　他の市町村からの転入による新築

○　集合住宅や賃貸の戸建て住宅からの転居による新築

○　下水道に接続している戸建て住宅からの転居による新築

○　単独処理浄化槽・汲取りトイレのある戸建て住宅からの転居による新築

○　単独処理浄化槽・汲取りトイレのある戸建て住宅からの建替による新築

○　親子で同居している子供の独立による新築

※仮住まいに住んでいる場合は、以前の住居をもって補助対象となるかどうかを判断します。

※過去に観音寺市の浄化槽設置整備事業補助金を受けたことがある方は対象外です。

※上記以外の場合は、下水道課へお問い合わせください。（TEL 0875-25-6890）

**施主**

**業者**

**Ｑ０２　　浄化槽を設置しようとする場所が、下水道区域か浄化槽地域かわかりません。**

Ａ０２　　市ホームページに補助対象地域を掲載していますので、ご確認ください。

問い合せが必要な地域の場合は下水道課までご連絡ください。（TEL 0875-25-6890）

**Ｑ０３　　既存の合併処理浄化槽を更新したいのですが、補助金は出ますか？**

**業者**

**施主**

Ａ０３　　既存の合併処理浄化槽の更新については補助の対象外です。

ただし、天災等の災害によって故障した合併処理浄化槽を更新したい場合は、下水道課へお問い合わせください。（TEL 0875-25-6890）

**Ｑ０４　　補助金は工事業者に支払われるのですか？**

**施主**

Ａ０４　　いいえ。補助金は施主（浄化槽を設置する人）にお支払いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事契約・施工

　　　　　　補助金申請　　　　　　　　工事費請求

観音寺市　　　　　　　　　施　　主　　　　　　　　　工事業者

　　　　　　補助金交付　　　　　　　　工事費支払

**Ｑ０５　　補助金の申請はいつまでにすればよいですか？**

**施主**

**業者**

**いつまでに工事を終わらせればよいですか？**

Ａ０５　　浄化槽設置整備事業は単年度の事業であり、年度をまたぐ工程では補助金を交付できません。

スケジュールは、おおむね以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **申請書受付** | ４月初旬（環境省内示後）から翌年１月末日まで |
| **実績報告書提出** | 翌年２月中旬まで |
| **完了検査の受検** | 翌年３月上旬まで |

申請書の受付開始や詳しいスケジュールは観音寺市ホームページ上でご案内します。

また、予算の上限に達した場合、当年度の申請は受付終了となりますので、補助金を希望される場合は早めにご検討をお願いします。

**業者**

**Ｑ０６　　補助金の申請後に、工事の予定が変わって、２月末日までに完成しないかもしれません。**

Ａ０６　　申請後、当年度の２月末日までに工事が完成しない可能性が発生した場合は、至急下水道課へご連絡ください。場合によっては、事業廃止としていただくことになります。

その際に既に浄化槽を設置していた場合は、翌年度以降には再申請ができませんので、工程には十分ご注意ください。

**施主**

**Ｑ０７　　浄化槽を設置しようと思いますが、工事をしてから申請してもよいですか？**

Ａ０７　　申請書は設置工事をする前に提出してください。工事着工後や設置後の申請はできません。

**Ｑ０８　　申請をしたら、すぐに工事にかかってもよいですか？**

**業者**

Ａ０８　　下水道課から発送する「交付決定通知書」がお手元に届いてから着工してください。

（交付決定以前の着工は補助の対象外です。）

申請書類の審査や、職員による現地確認等がありますので、申請書提出から「交付決定通知書」の発送まで、２週間程度かかります。書類に不備がある場合は、さらに期間がかかることがあります。

また、単独処理浄化槽・汲取り槽の撤去工事や転用工事、転換に伴う配管工事についても同様に、「交付決定通知書」がお手元に届いてから着工してください。

**Ｑ０９　　現在、汲取り式トイレ（または単独処理浄化槽）がある住宅に住んでいますが、一度さら地にして、家を新築しようと考えています。撤去費や配管費は申請できますか？**

**業者**

**施主**

Ａ０９　　この場合、新築建て替え扱いとなりますので、撤去費が補助対象となる場合があります。

住宅の取り壊し前に、下水道課へお問い合わせください。配管費は申請できません。

**Ｑ１０　　工事は終わりましたが、補助金はいつもらえますか？**

**施主**

Ａ１０　　浄化槽の設置工事と、浄化槽設置者講習会の受講等が終わりましたら、１ヶ月以内に実績報告書を提出してください。（通常、工事業者が作成、提出します。）工事業者が立ち会いの上、検査員が完了検査を行います。

実績報告書や完了検査の内容に不備がなければ、完了検査後おおむね１ヶ月程度で、ご指定の銀行口座に振り込みします。

**業者**

**施主**

**Ｑ１１　　単独処理浄化槽や汲取り槽を撤去したいのですが、家屋の構造上（または工事の技術上）全て撤去できそうにありません。撤去費の申請は可能でしょうか？**

Ａ１１　　撤去費の申請については、単独処理浄化槽や汲取り槽を完全に撤去することを条件としています。

全てまたは一部（例：上半分を壊して、残りを埋め殺し）しか撤去できない場合には、撤去費は申請できません。

この場合には、撤去できない理由書と念書（いずれも申請様式内に参考様式があります）を提出してください。

なお、撤去ができなくても、配管費は申請できます。

**業者**

**施主**

**Ｑ１１　　単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽に転換するのに併せて水回りを増やす場合も配管費の申請は可能でしょうか？**

Ａ１１　　水回りを増やしたり場所を変えたりするための配管は申請できません。ただし、その部分を除いた既存の水回りからの配管や子・孫世代が同居するための増改築に伴う配管は、工事費の明細を明確にしていただくことで申請することができます。

判断が難しい場合は、下水道課へお問い合わせください。（TEL 0875-25-6890）

**業者**

**施主**

**Ｑ１２　　既存の単独処理浄化槽を雨水貯留槽として再利用する場合、補助金の対象となりますか？**

Ａ１２　　雨どい等からの雨水を既存単独処理浄化槽に集水・貯留し、その雨水を水栓から使用できるようにするための費用は、補助金の対象（転用費）となります。

具体的には、既存単独処理浄化槽からの不用部品の撤去・雨水集水管・ポンプ・水栓設置費等が補助金の対象経費です。

なお、申請時には単独処理浄化槽を撤去できない理由書と念書（いずれも申請様式内に参考様式があります）の提出をお願いします。

§２　施工について

**業者**

**施主**

**Ｑ１３　　浄化槽で処理した水は、家の前にある側溝や水路に放流してよいですか？**

Ａ１３　　浄化槽処理水の放流先については、地元の水利組合や自治会に確認してください。

**業者**

**Ｑ１４　　二次製品の底版コンクリートはどの製品が使えますか？**

Ａ１４　　以下の製品を承認しています。

・株式会社カンケン　　　　　　　浄化槽底版

・クボタ浄化槽システム株式会社　浄化槽底版ＫＢプレート

・フジクリーン工業株式会社　　　ＣＡ－ＧＲＣ底版

・株式会社ハウステック　　　　　ＰＣ版RNS

・アムズ株式会社　　　　　　　　CXN２－AP型、AXZⅡ－AP型

地下水位や地質等により使用できない場合があるので、製造業者の施工要領書を確認してください。

**業者**

**Ｑ１５　　外構を砂利で敷き詰める予定ですが、上部スラブはどのようにすればよいですか？**

Ａ１５　　浄化槽メーカーが指定する上部スラブの厚みを確保して、その上に砂利を敷いてください。また、砂利の選定については、砂利で嵩上げを破損させないものとし、保守点検等の作業に支障がないように敷いてください。

**業者**

**Ｑ１６　　浄化槽放流側の配管にもインバートますは必要ですか？**

Ａ１６　　浄化槽放流側の配管における曲点や落差点には、流入側のようにインバートますを設ける必要はありません。

（継手やためますで放流先まで接続してかまいません。）

**業者**

**施主**

**Ｑ１７　　納屋等にある汲取り式トイレを使い続けてもかまいませんか？**

Ａ１７　　リフォームにより、母屋にあるトイレは新設する浄化槽に接続し、納屋等にある汲取り式トイレはそのまま使用したいという事例がありますが、「生活排水は全て接続する」の原則により、これを認めていません。

元来であれば、浄化槽に接続しない汲取り式トイレは撤去すべきところですが、施主の都合により残置する場合（撤去しない場合）は、「使用しない旨の念書」を提出してください。

また、下水道課職員が現地を確認することがあります。

**Ｑ１８　　浴室が無い住宅を設計しています。**

**業者**

**施主**

Ａ１８　　今後増改築で浴室やシャワールームを増設した場合は、浄化槽に接続する配管を施工してください。

なお、増改築によって浄化槽の人槽算定が不適切になる場合があります。その際は、適切な人槽への浄化槽への更新が必要になりますが、補助金は交付できません。

また、申請時には前述に関する誓約書を提出してください。

**施主**

**業者**

**Ｑ１９　　露出配管をする場合に気を付けることはありますか？**

Ａ１９　　やむをえず塩ビ配管やインバートますを露出にする場合は、支持金具等を使用して固定してください。

耐候性への配慮については、施主と打ち合わせの上、必要に応じて対策（パイプガードや保温カバーでの被覆、耐候性塗装等）を実施してください。

**施主**

**業者**

**Ｑ２０　　完了検査の際には、施主が立ち会わなければなりませんか？**

Ａ２０　　敷地内での検査となるため、施主やご家族になるべくお立ち会いをお願いしています。

都合によりお立ち会いできない場合は、工事業者と日程を調整していただき、完了検査を受けるご用意をお願いします。

**業者**

**Ｑ２１　　外にある流し台や給湯器の排水は浄化槽に接続してよいですか？**

Ａ２１　　洗剤を使用する流し台は、軒や屋根を設けて雨水が流入しない構造とした上で、浄化槽に接続してください。

給湯器からの排水やオーバーフロー管は、なるべく雨水排水に接続してください。

☆年一回、法定検査を受けましょう☆



§３　提出書類について

**施主**

**業者**

**Ｑ２２**　　**提出する書類に押印は必要ですか？**

Ａ２２　　提出書類の押印について、以下のとおり見直ししました。

署名が必要な書類で、事情により申請者が署名できない場合は、記名と押印でも可とします。

（記名とは、直筆でなく、パソコン等の印刷や判子による表記のことです。）

|  |
| --- |
| 申請時 |
| 書類の名称 | 見直し後 |
| ○　補助金交付申請書 | 押印不要 |
| ○　浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査等に関する誓約書 | 押印不要（署名） |
| ○　【乙種地域のみ】公共下水道接続切り替えに関する誓約書 | 押印不要（署名） |
| ○　【単独槽・汲取り槽の撤去工事ができない時】設備士の理由書 | 押印不要 |
| ○　【単独槽・汲取り槽の撤去工事ができない時】施主の念書 | 押印不要（署名） |

|  |
| --- |
| 実績報告時 |
| 書類の名称 | 見直し後 |
| ○　実績報告書 | 押印不要 |
| ○　竣工届 | 押印不要 |
| ○　工事施工チェックリスト | 押印不要 |
| * 【上部スラブが完成しない時】上部スラブの施工に関する念書
 | 押印不要（署名） |

○　工事請負契約書の写しについては、契約者同士の契約の意思が認められるものであれば、必ずしも押印が必要ではありません。

**施主**

**業者**

**Ｑ２３　　浄化槽設置者講習会とは、なんですか？**

Ａ２３　　浄化槽設置者講習会では、浄化槽の適正な使用方法や維持管理について説明をします。

補助を受けて浄化槽を設置しようとする方は必ず受講してください。

講習会の詳細や開催日等のご案内と、講習会申し込み用のはがきは、「交付決定通知書」に同封します。都合のよい開催日・会場を選んで、申請者ご自身で申し込みをしてください。

講習会では「修了証」が交付されますので、その写しを実績報告書に添付してください。

講習会の開催日・会場等の情報は、香川県浄化槽協会のホームページでも確認できます。

☞　公益社団法人香川県浄化槽協会　ホームページ　http://www.kagawajk.jp/

**Ｑ２４　　補助金交付請求書に通帳の写しを添付するとのことですが、通帳のどの部分をコピーすればよいですか？**

**施主**

**業者**

Ａ２４　　実績報告書類の補助金交付請求書には、振込を希望する銀行口座の通帳の写し（金融機関名・口座情報が分かる部分）を添付してください。

口座がネットバンクやウェブ通帳等により紙の通帳が無い場合は、キャッシュカードの写しや、インターネットバンキングでの口座情報を表示した画面を印刷したものを提出してください。

いずれも、通帳やキャッシュカードの大きさに切り取ったりせず、コピーしたA4サイズのまま提出してください。

例）通帳表紙の次のページ

普通預金口座

口座種別

おなまえ

カンオンシ゛　タロウ

口座名義人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 店番 | 口座番号 |
|  |  |  | 875 | 1234567 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

口座番号

金融機関名

支店名

株式会社銭形銀行

口座店　観音寺支店

TEL　0875-25-0000

例）口座情報を表示した画面を印刷

例）キャッシュカード

A4用紙

✂

切らないで

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銭形銀行 |
| 支店名 | ネット支店 |
| 口座種別 | 普通 |
| 口座番号 | 1234567 |
| 名義人 | カンオンジ　タロウ |

口座情報の表示

**999875 – 1234567**

**カンオンシ゛　タロウ**

◀　　　　　　ZENIGATA BANK

A4用紙

原寸でOK

（文字が見づらい場合は拡大）

**Ｑ２５　　共有住宅における申請をする際に気をつけることはありますか？**

**業者**

Ａ２５　　２名以上で共有する住宅へ設置する浄化槽に対する補助金の申請者は、代表者１名で結構です。

浄化槽設置届、工事請負契約書、登録浄化槽管理票（Ｃ票）及び保証登録証は、これまで通り連名としてください。

**業者**

**Ｑ２６　　乙種地域で申請する場合、特に必要な書類はありますか？**

Ａ２６　　乙種地域の方が申請する場合は、申請様式内にある「乙種誓約書」を提出してください。

申請書を提出する前には、下水道課にて下水道工事の予定を確認してください。

※乙種地域…下水道区域において、当分の間、整備が見込まれない地域

**Ｑ２７　　浄化槽の設置は完了しましたが、外構工事が終わっていません。**

**業者**

**上部スラブが荒打ちの状態で実績報告書を提出してよいですか？**

Ａ２７　　外構工事が直近で完了しない等の理由により、上部スラブが荒打ちの状態で工事完了とすることを認めています。

※荒打ち…上部スラブの表面を整えず、コンクリートが仮打ちの状態を指します。

その際は、実績報告書を提出する際に、「上部スラブの施工に関する念書」を提出してください（申請様式内に参考様式があります）。

**業者**

**Ｑ２８　　書類を提出する際は、どのようにまとめればよいですか？**

Ａ２８　　特に指定はありません。ホッチキスや綴りひもは使用しなくてかまいません。

**業者**

**Ｑ２９　　登録浄化槽管理票（Ｃ票）について、気をつけることはありますか？**

Ａ２９　　パソコンで作成する登録浄化槽管理票（Ｃ票）については、作成日や使用開始予定日を含め、全てのデータを入力して作成してください。（一部だけ手書きとなるものは、なるべく避けてください。）

**Ｑ３０　　申請書類や実績報告書類は、施主（浄化槽を設置する人）が提出しなければなりませんか？**

**施主**

Ａ３０　　書類の提出は工事業者が代行してくれます。

記載内容の確認のため、工事業者と一緒に作成してください。

**業者**

**Ｑ３１　　配管図について、気をつけることはありますか？**

Ａ３１　　２階以上がある場合は、水回り機器の有無にかかわらず、その平面図（部屋の見取図）を提出してください。

**業者**

**Ｑ３２　　転換工事における事業完了日について、気をつけることはありますか？**

Ａ３２　　事業の完了日は全ての書類が整った日となるので、産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の「最終処分終了日」以降となります。なお、施主への請求書の提出は、竣工日以降で問題ありません。



☆環境にやさしい合併処理浄化槽☆

**Ｑ３３　　工事写真は、写真管理ソフト等で印刷したものを提出してもよいですか？**

**業者**

Ａ３３　　問題ありません。

その場合、完成写真等２枚提出をお願いする写真は、うち１枚をＬ判写真として提出するか、Ａ４用紙へＬ判写真サイズ（横126mm×縦89mm）に印刷したものを提出してください。

これは、２枚のうち１枚は観音寺市で保管し、もう１枚は香川県へ提出するためです。

○

×

…

…

完成写真

＋

…

完成写真

Ｌ判写真

（A4用紙に印刷したものも可）

完成写真

完成写真

台帳には、完成写真を1枚印刷。

1枚の台帳に完成写真を2枚印刷している。

**Ｑ３４　　転換工事に伴う工事写真について、気をつけることはありますか？**

**業者**

Ａ３４　　撤去工事（転用工事）や配管工事の工事写真は、浄化槽設置工事写真の続きにせず（表裏の混在も不可）、「設置工事」「撤去工事（転用工事）」「配管工事」をそれぞれ分けて作成してください。

撤去工事

設置工事

設置工事

×

○

設置工事

撤去工事

設置工事

撤去工事

配管工事

配管工事

配管工事

設置工事

撤去工事

設置工事と撤去工事等が混在している。

（表裏での混在も不可。）

工事の種類ごとに台帳を分けてください。

**業者**

**Ｑ３５　　配管工事の工事写真について、気をつけることはありますか？**

Ａ３５　　（１）浄化槽放流側の写真が入っていない事例がみられます。浄化槽から放流先までの写真も忘れずに撮影してください。

（２）配管写真は、配管中のもの（パイプやインバートますが見えているもの）を撮影してください。埋戻し後の、ふただけが見えているものは不可です。

（３）配管写真は、配管図と照合できるように撮影してください。

**Ｑ３６　　完了検査で不合格になることはありますか？**

**業者**

Ａ３６　　実績報告の際に竣工図を提出せず、完了検査の際に配管図と現地施工が異なるという理由で不合格となり、図面の再提出となっている事例がみられます。

工事完了後には現地配管を調査して、申請時の配管図から変更がないか、よく確認してください。



**業者**

**Ｑ３７　　工事写真をスマートフォンで撮影してよいですか？**

Ａ３７　　スマートフォンで撮影してもかまいませんが、解像度が低く（荒く）、黒板の文字がつぶれて見えない事例があります。

スマートフォンやデジタルカメラを使用する場合は、解像度の設定に注意してください。

**Ｑ３８　　ブロワー設置状況の工事写真は「コンセントに接続されていることが分かるように写すこと」となっていますが、まだコンセントが設置されていない場合はどうすればよいですか？**

**業者**

Ａ３８　　まだコンセントが設置されていない場合は、ブロワーとブロワーのコンセントプラグを写し、写真横のスペースに「稼働確認済」とメモ書きをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **観音寺市内には、浄化槽はいくつ設置されていますか？**13,847基設置されています（令和３年度末）。そのうち、合併浄化槽は7,411基、単独浄化槽は6,436基です。生活排水が公共用水へそのまま排出される単独浄化槽が、まだ多く残っています。補助金制度を利用して、合併浄化槽への転換をお願いします。 |

**Ｑ３９　　申請時に提出していた浄化槽の認定番号が、着手時までに更新されました。**

**業者**

**必要な書類はありますか？**

Ａ３９　　工事着手の際または実績報告書を提出する際に、認定書（認定番号の更新前後が分かるもの）と更新後の登録証を提出してください。竣工届は新しい認定番号で提出してください。また、着手届も新しい認定番号を記入して再提出してください。

なお、更新後の認定番号で申請して、実機が更新前のものを使用する場合は、変更申請書を提出してください。詳しくは下水道課へお問い合わせください。

§４　浄化槽の設置後について

**施主**

**Ｑ４０　　香川県浄化槽協会から「浄化槽法定検査のご案内」というはがきが届きました。**

**浄化槽のことは保守点検の業者さんにお願いしているので、気にしなくていいですか？**

Ａ４０　　浄化槽管理者は法定検査を年1回行うことを**法律で義務付け**られていますので、**必ず受検**してください。香川県では香川県浄化槽協会のみが法定検査を実施できます。

保守点検の業者さんでは、法定検査は行うことができません。

保守点検と法定検査は趣旨や目的が異なります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保　守　点　検 | **法　定　検　査** |
| 目的 | 浄化槽機能を維持するものです。 | 維持管理が適正か検査します。 |
| 趣旨 | ・浄化槽の機器類が正常に働いているか、汚泥のたまり具合はどうか等を調べます。・異常を早期に発見して修理をしたり、消毒薬の補充を行います。 | ・保守点検や清掃を適正に行っているか、浄化槽の機能が正常に維持されているのかを検査します。・法律で定められた水質の処理水が出ているか、水質検査をします。 |
| 誰が行うか | 契約している保守点検業者 | 香川県浄化槽協会 |
| 人に例えると | 運動をしたり、薬を飲んだりして健康管理をする。体調がすぐれないときや、けがをしたときは、病院に行く。 | 健康診断や人間ドックを受診する。 |

「浄化槽法定検査のご案内」はがきが届いたら、申し込みをして、**必ず法定検査を受検**してください。

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

観音寺市建設部下水道課　庶務普及係

〒768-0065　観音寺市瀬戸町四丁目2番11号

電話　0875-25-6890

FAX　0875-25-2479

様式集の使い方

入力シートに入力すれば大半の様式が作成されるようになっています。ぜひご活用ください。

乙種地域の場合、提出してください。

（参考様式）

（参考様式）

（参考様式）

**実績報告書類**

両面印刷してください。

申請書類

シート選択タブの見方

変更

廃止

よく問い合わせがあるものをシート化しました。

**このシートに必要事項を入力してください。**

入力シート

**設置費の ○ を１ヶ所クリック**

**を**

**該当する ○ を１ヶ所クリック**

**を**

**該当する □ をクリック**

**重複不可の項目は要注意**

ドロップダウン▼で選択してください

**登録・届出年度**

**違約金や遅延損害金を**

**規定しない場合は □ をクリック**

**（契約条項に取消線が入ります）**